

# 府身協

## 障害者権利条約が発効

### 障害者施策の強化に期待

我が国は、国連で採択された「障害者の権利に関する条約」の締約国となり、本年2月19日から国内においても、法律としてその効力を発することとなりました。

この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

条約の主な内容としては、①障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等の一般原則。②障害に基づくあらゆる差別を禁止すること。これには例えば、過度の負担ではないにもかかわらず、スロープの設置など、障害者の権利の確保のために必要・適当な調

整等を行わないといった、いかなる合理的配慮の否定を含むこととされています。③障害者の権利実現のために締約国がとるべき措置等の規定。④条約に規定された内容の実施が確保されること及び各締約国からの実施状況の報告について検討することなどとなっています。

我が国では、この条約が2006年国連総会において採択されてから、これまで条約の締結に先立ち、条約の内容に沿って国内法が整備されることが重要とのわれわれ障害者団体の意見も聴きながら、障害者基本法の改正、障害者総合支援法・障害者差別解消法の成立、障害者雇用促進法の改正などの法整備が進められ、これらをうけて

が進み、昨年11月の衆議院本会議、12月の参議院本会議とも全会一致で締結が承認されました。この条約には、これまで139カ国と欧州連合（EU）が締結しており、我が国もようやく仲間入りをしました。条約が発効されると、障害者の身体の自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利が促進されることや条約の実施及び監視のための国内での枠組みの整備がされます。2年内に国内での取組み状況について、国連障害者の権利に関する委員会に報告することが義務づけられていることなどにより、今後の障害者施策の取組みが一層強化されることとなります。また条約の基本である人権尊重についての国際協力も一層推進されます。

私たち障害当事者団体としても条約に大いに期待するとともに今後の取組みに意見を反映させていくことが重要となっています。

条約の基本精神である「私たち抜きに、私たちのことを決めないで！」を踏まえ制度が具体化されることが重要です。さらには条約の内容が広く国民のみなさんにも理解されるよう努めることが大切であり、そのための活動も進めていくことが必要です。

名字のランキング



全国で一位「佐藤」二位「鈴木」

三位「高橋」四位「田中」五位

「渡辺」。近畿2府4県では「田中」

滋賀、京都、大阪、兵庫でトップ。

奈良、和歌山は「山本」がトップ。

(明治安田生命保険の契約者約596万人から調査)

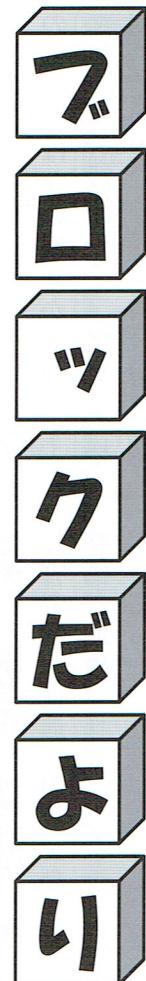
順位	1	2	3	4	5
滋賀県	田中	山本	中村	西村	山田
京都府	田中	山本	中村	井上	山田
大阪府	田中	山本	中村	吉田	松本
兵庫県	田中	山本	井上	松本	中村
奈良県	山本	田中	吉田	中村	松本
和歌山県	山本	田中	中村	松本	坂本
「姓」の調査(近畿編)					

現在、指定地とその東西の宮野町・常称寺町に堤防状の高まりを見ることができますが、これまで周辺を含め埋蔵文化財の発掘調査



門真市では、伝茨田堤（まんだのつみ）の今後の保存・整備・活用にむけての基礎資料を得ることを目的に、市内宮野町にある記録に残るわが国最古の堤防「茨田堤」の伝承地、大阪府指定史跡「伝茨田堤」の発掘調査を行い、1月に調査結果が報告されました。

府指定史跡「伝茨田堤」の発掘調査（門真市）



が実施されたことがほとんどなく、『伝茨田堤』が造られた年代をはじめ、どのような遺構が埋まっているのかわかつていませんでした。発掘調査では、堤防状の遺構が

確認され、「古事記」・「日本書紀」記載の『茨田堤』と同時期の古墳時代（5世紀）から奈良時代（8世紀）の土器が出土しましたが、堤防状遺構の造られた年代は13世紀（鎌倉時代）とわり、この防遺構を「茨田堤」と断定するには至りませんでした。

鎌倉時代に造られた古い堤防状遺構が現在も地上で保存されているという事実が判明し、多大な成果がありました。

地域における福祉の防災づくり（東大阪市）

みんなで考えましょう！防災知識と題して東大阪市身体障害者福祉協会は、2月8日市民会館において社会福祉協議会とボランティア連絡会と3団体共催で災害研修を行いました。本市においても南



前夜の雪が積もり大変寒い日でしたので、はたしてどれだけ参加してくれるか心配しましたが、一般市民の方を含め122人の参加者で会場一杯になり大成功でした。

海地震による被害の可能性が指摘されておりその対策を講じる必要があります。また近年、数十年に一度という風水害が発生しています。このようなさまざまな災害を想定していざというときに役立つ知識を身につけ、地域の力で救助避難などができる備えをしておく必要があります。

続けて東日本大震災におけるドキュメンタリー映画「生命のことづけ」を上映しました。この後福祉協会の四部会（視覚、肢体、聴覚、身児）から災害体験と今後の対策について訴えを行い、有意義な研修を開催することが出来ました。参加されたみなさまにほんとうに感謝申し上げます。

## 河南ブロック

「サロンさやま」（大阪狭山市）

身体障害者福祉協議会では、昨年11月より身体障がいをお持ちの方が集まる場所づくりを行っています。

身体障がいがあるために、外出の機会を喪失している場合があることや身体障がいに関する情報を交換する場が少ないという声があり、身体障がい者のためのふれあいスペース「サロンさやま」をはじめました。

サロンは、身体障がいがある者同士がお互いの経験や思いを共有する場となっています。

和気あいあいの雰囲気でコーヒー・茶菓子をつまみながら過ごしています。参加者の演奏によるハーモニカに合わせた合唱や河南ブロックのスポーツレクリエーション

ンで行われたスポーツビンゴを行  
い、毎回25人程度の参加があり、  
大盛り上がりがつています。



## 「ロビー」

参 加 費  
100円 ※茶菓子実費

## 阪南ブロック

### (熊取町)

### 熊取の歴史

参加者の障がい部位も肢体不自由から視覚障がい、聴覚障がいと幅広く、どのような内容が望ましいのか課題は多くあります。

このサロンの他、4月には会員を対象とした日帰り野外活動の開催を計画しています。

### 参加対象

- ①市内在住の身体障がい者
- ②その支援者の方

実施日

奇数月第3土曜日  
午後1時～3時

市立福祉センターさつき荘  
会場

江戸時代、熊取は「熊取谷」と呼ばれ、岸和田藩に属し五門地区の中家と大久保（地区）の降井地区の両家が庄屋として治めていました。奪戦の場となりました。

### 日帰り研修

## 北摂ブロック

### (島本町)



明治時代に入ると、農業や綿織物が盛んとなり、明治22年「熊取村」となりました。織維産業は地場産業として、戦前・戦後を通じて発展しました。

わが町は大阪府の南部・泉州郡にある東西約4.8km・南北7.8km・総面積17.23平方kmの木の葉形をしており、中世以来今日まで、領域と地名が変わらずにきた、府下でもめずらしい町です。

公式の記録に「熊取」の名が登場するのは、延暦23年（西暦804年）です。「日本後紀」に桓武天皇が「熊取野」において遊獵したと記されています。

また、平安時代後期には、後白河法皇が熊野への途中に五門地区の中家に立ち寄られ、行宮（あんぐう）「仮設の御所」としたという伝承が残っています。

鎌倉時代には「熊取莊」が存在し、南北朝時代には雨山山頂に築かれた雨山城が、北朝と南朝の争奪戦の場となりました。

冬将軍の到来近きを感じる十一月二十七日（水）に実施しました。天気もよく最初の見学地、須磨水

族館には様々な珍しい魚・淡水魚・海水魚・ラッコ・アザラシ・イルカ・ペンギンもいました。また和歌山県太地町から来たイルカのアイもいるショーも見学しました。素晴らしい演技に皆さんも感激、歓声しきりでした。

午後、ヤクルト三木工場を訪ねました。管理の行き届いた最新鋭の設備と十分な見学者への対応での説明や見送りも親切丁寧で感動しました。



**車いす駐車場等の適正利用にご協力を**

**大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度**

障がい者や高齢者など、移動に配慮を要する方が安心して外出できるよう、公共施設や商業施設などにおける車いす使用者用の駐車区画等をご利用いただきための利用証を大阪府が交付する制度が、平成26年2月から始めます。皆さん一人ひとりのゆずりあいの心が、制度の基本です。駐車区画の適正利用にご理解、ご協力をお願いします。

**車いす使用者用駐車区画**  
自動車のドアを大きく開けて乗り降りできるよう、一般的な駐車スペースより幅の広いスペース

**ゆずりあい駐車区画**  
移動の負担を少なくするため、施設の出入り口付近に設置された通常幅の駐車スペース

**利用対象となる方**  
**車いすを使用する方**  
身体障がい者（肢体不自由者）  
要介護高齢者（けいりょうじやくねいしゃ）  
○車いすを使用している方は「車いす使用者用駐車区画」に駐車してください。  
○駐車できない場合は、「ゆずりあい駐車区画」にも駐車できます。

**利用証は駐車する時、ルームミラーにかけるなど、外から見えるよう**  
に掲示してください。

\*大阪府で交付した利用証は、他府県での同様制度の駐車区画でもご利用いただけます。  
また、大阪府内で利用できる駐車場や利用証を使える他府県の情報については、大阪府のホームページに掲載しています。

**問い合わせ・交付申請窓口**  
大阪府 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課  
〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目  
TEL: 06-6944-2362  
FAX: 06-6942-7215  
利用証の交付については  
チラシ裏面をご参照ください  
[大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度]ホームページ  
<http://www.pref.osaka.jp/keikakuishin/riyouyoushido/index.html>

大阪府では駐車場の適正利用の促進を図るため、これまで、車いすを使用する方と、車いすは使用しないが移動に配慮が必要な方の駐車スペースの両方を整備する「ダブルスペース」の取組みが進められてきましたが、本年2月から新たに「障がい者等用駐車区画利用証（パーキング・パーミット）制度」がスタートしました。

この制度は「ダブルスペース」の各区画（「車いす使用者用駐車区画」と「ゆずりあい駐車区画」）を必要とする対象者を明確にし、大阪府が発行する利用証を掲示する

まで、不適正な駐車を抑制し、それぞれが必要とする場所に駐車しやすくするためのものです。

利用証は、直接、大阪府に対し申請することにより審査のうえ交付されます。必要な手続は協会または大阪府のホームページをご覧下さい。申し込み方法や大阪府内で利用できる駐車場などの情報が掲載されています。

### 問い合わせ・申請窓口

大阪府障がい福祉企画課

06-6944-2362

※詳細は、決まり次第単位会にお知らせします。

### 平成26年度事業計画・予算承認

平成26年3月25日、第2回評議員会を谷町福祉センターにおいて開催しました。平成26年度事業計画（案）、収入支出予算（案）等が審議され、いずれも承認されました。（平成26年度予算は次号でお知らせします。）

## 大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度スタート

### 府身協からのお知らせ

#### 第59回日本身体障害者福祉大会

しまね大会  
日時 平成26年5月22日（木）～24日（土）

場所 松江市「くにびきメッセ」

#### 広報委員会

日時 平成26年6月4日（水）

場所 府身協事務室

※第25号の原稿締切りは、5月23日（金）必着です。

#### 平成26年度第1回理事会

日時 平成26年6月19日（木）  
場所 社会参加促進センター

#### 平成26年度第1回定時評議員会

日時 平成26年6月27日（金）  
場所 谷町福祉センター

たは連続で201キロ以上利用する場合に使用できます。特急券、グリーン券、座席指定券が2～3割引になります。（のぞみ・みづほは使用できません。）

#### 特典

#### 入会資格

身体障害者手帳の交付を受けている方で男性60歳以上、女性55歳以上の方。

## JRジパンニング俱楽部

JR鉄道、航路を片道、往復まではJR鉄道、航路を片道、往復までの連続で201キロ以上利用する場合に使用できます。特急券、グリーン券、座席指定券が2～3割引になります。（のぞみ・みづほは使用できません。）

年会費 1,350円  
※消費税増率にともない、ジパング俱楽部特別会員年会費が平成26年4月1日より1,350円になりました。

その他詳しいことは、府身協事務局まで、お問い合わせください。

06-6771-3131

第24号より「ひろい読み」  
がはじまりました。  
みなさんに心待ちにして  
いただけのテーマを探して、  
連載したいと思います。  
(嵐谷)